

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>第1章 総論</p>	<p>第1章 総論</p>
2	<p>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>略</p>	<p>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>略</p>
3	<p>(13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局</p> <p>ア 災害予防</p> <p>略</p>	<p>(13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局</p> <p>ア 災害予防</p> <p>略</p>
3	<p>イ 応急復旧</p> <p>略</p>	<p><u>イ 初動対応</u></p> <p><u>大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</u></p> <p>ウ 応急復旧</p> <p>略</p>
3	<p>(14) 国土交通省中部運輸局</p> <p>略</p>	<p>(14) 国土交通省中部運輸局</p> <p>略</p>
3	<p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p>	<p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p><u>カ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</u></p>
3	<p>(16) 東京管区气象台（静岡地方气象台）</p> <p>ア 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。</p> <p>イ 気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報並びに警報に関すること。</p> <p>ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集並びに発表に関すること。</p> <p>略</p>	<p>(16) 東京管区气象台（静岡地方气象台）</p> <p>ア 気象、地象、<u>地動</u>及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</p> <p>イ 気象、地象（<u>地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。</u>）及び水象の予報及び<u>警報</u>に関すること。</p> <p>ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。</p> <p>略</p>
4	<p>2 指定公共機関</p> <p>略</p> <p>(10) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、<u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u></p> <p><u>東海</u></p> <p>略</p>	<p>2 指定公共機関</p> <p>略</p> <p>(10) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、<u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u></p> <p><u>東海支社</u></p> <p>略</p>
8	<p>第4節 県の自然条件</p> <p>4 気候</p> <p>(1) 伊豆地方</p> <p>略</p> <p>雨量は天城山付近では特に多く、<u>県内でも最多雨地</u>となっている。計算された確率最大日雨量でも10年で400mmを超える雨量が考えられる。これを河川の洪水量の推定にそのまま結びつけることはできないが、これら雨の多い天城山付近では常に注意が必要である。</p> <p>略</p>	<p>第4節 県の自然条件</p> <p>4 気候</p> <p>(1) 伊豆地方</p> <p>略</p> <p>雨量は天城山付近では特に多く、<u>県内で雨が最も多く降る地域</u>となっている。計算された確率最大日雨量でも10年で400mmを超える雨量が考えられる。これを河川の洪水量の推定にそのまま結びつけることはできないが、これら雨の多い天城山付近では常に注意が必要である。</p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
9	<p>(2) 富士山麓地方 この地域は東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海拔高度により気温が変わり、御殿場（標高約470m）、白糸（標高約500m）とも、年平均気温は約13℃となっているが、<u>吉原（標高約35m）</u>では約16℃で、県内の平坦地域と何ら異なっていない。</p> <p>略</p> <p>また、北駿地域ではさらに雨量が多くなっているが、富士宮、<u>吉原</u>では御殿場地方に比べて一般に少なくなっている。</p> <p>略</p> <p>(4) 県西部地方 浜松市を中心とした太田川、天竜川流域と浜名湖周辺の県西部地方は、県中部の地域と同様に気候は温和であるが、県中部より気温はやや低く、平野部の年平均気温は15～16℃となっている。しかし、<u>天竜から浜松市佐久間町にかけての山間部の地方</u>ではさらに0.5～1℃位低くなっていて、次第に内陸的な傾向が増し、夏季の<u>浜松市佐久間町</u>の気温は県の最高気温となることがしばしば起きている。</p> <p>略</p> <p>第6節 予想される災害と地域 1 風水害 (2) 富士川流域（一級河川） 富士川は日本三大急流の一つであるが、流域の地形、護岸の強化により流量になお相当の余裕を残しており、洪水の危険は少ない。<u>本川の東側に沿って流れる潤井川は富士山大沢崩れの土砂が堆積し、河床が上昇し豪雨時に危険がある。</u>放水路より下流部は放水路及び築堤護岸が完成し安全性は向上したが、潤井川支川における砂防施設の整備率が低いため、土砂の流入により河床が上昇し、なお氾濫の危険性がある。</p> <p>略</p>	<p>(2) 富士山麓地方 この地域は東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海拔高度により気温が変わり、御殿場（標高約470m）、白糸（標高約500m）とも、年平均気温は約13℃となっているが、<u>富士（標高約66m）</u>では約16℃で、県内の平坦地域と何ら異なっていない。</p> <p>略</p> <p>また、北駿地域ではさらに雨量が多くなっているが、富士宮、<u>富士</u>では御殿場地方に比べて一般に少なくなっている。</p> <p>略</p> <p>(4) 県西部地方 浜松市を中心とした太田川、天竜川流域と浜名湖周辺の県西部地方は、県中部の地域と同様に気候は温和であるが、県中部より気温はやや低く、平野部の年平均気温は15～16℃となっている。しかし、<u>浜松市天竜区内の山間部の地方</u>ではさらに0.5～1℃位低くなっていて、次第に内陸的な傾向が増し、夏季の<u>浜松市天竜区佐久間町</u>の気温は県の最高気温となることがしばしば起きている。</p> <p>略</p> <p>第6節 予想される災害と地域 1 風水害 (2) 富士川流域（一級河川） 富士川は日本三大急流の一つであるが、流域の地形、護岸の強化により流量になお相当の余裕を残しており、洪水の危険は少ない。放水路より下流部は放水路及び築堤護岸が完成し安全性は向上したが、潤井川支川における砂防施設の整備率が低いため、土砂の流入により河床が上昇し、なお氾濫の危険性がある。</p> <p>略</p>
10	<p>(9) 天竜川流域（一級河川） 天竜川は県下の最大河川で、下流部の築堤は概成しているが、流下能力不足の河道区間があり、氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分とはいえない。 上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は<u>堤防高不足</u>等のため相当の降雨量により溢水、低地の浸水が考えられ注意を要する。</p> <p>略</p>	<p>(9) 天竜川流域（一級河川） 天竜川は県下の最大河川で、下流部の築堤は概成しているが、流下能力不足の河道区間があり、氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分とはいえない。 上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は<u>流下断面不足</u>等のため相当の降雨量により溢水、低地の浸水が考えられ注意を要する。</p> <p>略</p>
11	<p>4 土石流・地すべり・がけ崩れ 「土石流・地すべり・がけ崩れ」については、県内で砂防指定地が <u>1,552箇所</u>、地すべり防止区域が <u>175箇所</u>、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,102箇所</u>及び土砂災害警戒区域が <u>682箇所</u>（いずれも平成18年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編 4-2-1～4-2-3、<u>4-2-11</u>参照）</p> <p>略</p>	<p>4 土石流・地すべり・がけ崩れ 「土石流・地すべり・がけ崩れ」については、県内で砂防指定地が <u>1,573箇所</u>、地すべり防止区域が <u>177箇所</u>、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,136箇所</u>及び土砂災害警戒区域が <u>2,475箇所</u>（いずれも平成20年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編 4-2-1～4-2-3、<u>4-2-9</u>参照）</p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
1 3	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 河川災害予防計画</p> <p>2 河川の治水対策</p> <p>本県の一、二級河川は 533 河川、流路延長 <u>2,862.8 km</u>、要整備延長は <u>1,885.7 km</u>である。（平成 17 年 3 月 31 日現在）これに対し、県は平成 9 年度から平成 15 年度にかけての国の（第 9 次）治水事業 7 か年計画（平成 10 年 1 月 30 日閣議決定、総額 24 兆円）に沿って整備を図った。<u>平成 19 年度は、平成 15 年度に策定された社会資本整備重点計画（平成 15 年 10 月 10 日閣議決定）に基づき整備を促進する。</u></p> <p>略</p> <p>3 浸水想定区域の指定と周知</p> <p>（1） 県、国土交通省</p> <p>県、国土交通省は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</p> <p>略</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 河川災害予防計画</p> <p>2 河川の治水対策</p> <p>本県の一、二級河川は 533 河川、流路延長 <u>2,862.3 km</u>、要整備延長は <u>1,863.8 km</u>である。（平成 20 年 3 月 31 日現在）これに対し、県は平成 9 年度から平成 15 年度にかけての国の（第 9 次）治水事業 7 か年計画（平成 10 年 1 月 30 日閣議決定、総額 24 兆円）に沿って整備を図った。<u>平成 21 年度は、社会資本整備重点計画に基づき整備を促進する。</u></p> <p>略</p> <p>3 浸水想定区域の指定と周知</p> <p>（1） 県、国土交通省</p> <p>県、国土交通省は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は避難判断水位（特別警戒水位）を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</p> <p>略</p>
1 4	<p>第3節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>県営の港湾海岸の総延長は 81.7 km、県営漁港の総延長は <u>37.3 km</u>であり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、港湾にあっては清水港ほか <u>5 港（延長 14.6 km）</u>、県営漁港にあっては焼津漁港ほか <u>4 港（3.4 km）</u>である。</p> <p>略</p>	<p>第3節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>県営の港湾海岸の総延長は 81.7 km、県営漁港<u>海岸</u>の総延長は <u>35.4 km</u>であり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、港湾にあっては清水港ほか <u>6 港（延長 6.7 km）</u>、県営漁港にあっては焼津漁港ほか <u>5 港（4.4 km）</u>である。</p> <p>略</p>
1 6	<p>第6節 治山災害防除計画</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>略</p> <p>山地災害危険地区の内訳は、資料編（4-3-3～4-3-<u>5</u>）のとおりである。</p> <p>略</p>	<p>第6節 治山災害防除計画</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>略</p> <p>山地災害危険地区の内訳は、資料編（4-3-3～4-3-<u>4</u>）のとおりである。</p> <p>略</p>
1 6	<p>第8節 農地災害防除計画</p> <p>略</p> <p>1 ため池等整備事業</p> <p>老朽化した農業用ため池は、豪雨等により決壊するおそれがあるため、緊急度の高いものから補強事業を実施する。また、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。なお、国の採択基準に該当しないものについては、自然災害防止事業として県単独で実施している。農業用ため池は、<u>715 箇所</u>である。</p> <p>略</p>	<p>第8節 農地災害防除計画</p> <p>略</p> <p>1 ため池等整備事業</p> <p>老朽化した農業用ため池は、豪雨等により決壊するおそれがあるため、緊急度の高いものから補強事業を実施する。また、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。なお、国の採択基準に該当しないものについては、自然災害防止事業として県単独で実施している。農業用ため池は、<u>689 箇所</u>である。</p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																														
17	<p>第9節 通信施設等整備改良計画</p> <p>2 通信設備の防災対策</p> <p>(2) <u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海</u>では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動基地局車、非常用移動電源車等を配備している。</p> <p>略</p> <p>5 気象観測施設の充足整備</p> <p>略</p>	<p>第9節 通信施設等整備改良計画</p> <p>2 通信設備の防災対策</p> <p>(2) <u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社</u>では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動基地局車、非常用移動電源車等を配備している。</p> <p>略</p> <p>5 気象観測施設の充足整備</p> <p>略</p>																														
18	<p>気象観測施設の現況（平成18年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>雨量観測施設</th> <th>風向・風速観測施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>29(29)</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>45(45)</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>115(110)</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>189(184)</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内はテレメーター</p>	関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	気象庁	29(29)	17	国土交通省	45(45)	13	静岡県	115(110)	44	計	189(184)	74	<p>・気象観測施設の現況（平成21年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>雨量観測施設</th> <th>風向・風速観測施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>29(29)</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>75(75)</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>126(111)</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>230(215)</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内はテレメーター</p>	関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	気象庁	29(29)	17	国土交通省	75(75)	15	静岡県	126(111)	15	計	230(215)	47
関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設																														
気象庁	29(29)	17																														
国土交通省	45(45)	13																														
静岡県	115(110)	44																														
計	189(184)	74																														
関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設																														
気象庁	29(29)	17																														
国土交通省	75(75)	15																														
静岡県	126(111)	15																														
計	230(215)	47																														
18	<p>第10節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画</p> <p>1 防災ヘリコプターの配備</p> <p>県は、防災活動の効果的な実施を図るため、平成元年度に防災ヘリコプター1号機、平成9年度に防災ヘリコプター2号機の運航を開始している。</p> <p>(1) 防災ヘリコプター1号機</p> <p>ア 機種 アエロスパシアル式S A 365N 1型</p> <p>イ 座席数 14席</p> <p>ウ 全備重量 4,100kg</p> <p>エ 最大速度 315km/h</p> <p>オ 特殊装置 カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツ、ヘリコプターテレビ伝送システム</p> <p>(2) 防災ヘリコプター2号機</p> <p>ア 機種 川崎式BK 117C-1型</p> <p>イ 座席数 11席</p> <p>ウ 全備重量 3,350kg</p> <p>エ 最大速度 278km/h</p> <p>オ 特殊装置 カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツ、消火タンク</p> <p>略</p>	<p>第10節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画</p> <p>1 防災ヘリコプターの配備</p> <p>県は、防災活動の効果的な実施を図るため、平成9年度に防災ヘリコプターの運航を開始している。</p> <p>(1) 防災ヘリコプター</p> <p>ア 機種 川崎式BK 117C-1型</p> <p>イ 座席数 11席</p> <p>ウ 全備重量 3,350kg</p> <p>エ 最大速度 278km/h</p> <p>オ 特殊装置 カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツ、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置</p> <p>略</p>																														

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
1 9	<p>第11節 火災予防計画 2 消防体制の整備 (2) <u>広域的共同体</u> <u>地形・交通面から広域的に共同体制を確立することが望ましい市町については、一部事務組合による消防本部(署)の設置、消防の事務委託による常備体制、隣接市町との相互応援協定の締結により各種災害の早期対処を図るものとする。</u> 略</p>	<p>第11節 火災予防計画 2 消防体制の整備 (2) <u>消防救急の広域化の推進</u> <u>災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。</u> 略</p>
2 2	<p>第14節 道路鉄道等災害防止計画 1 主旨 豪雨、積雪、地震等の異常気象時における<u>道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。</u> 略 2 道路交通の災害予防計画 略 3 鉄道の災害予防計画 略</p>	<p>第14節 道路鉄道<u>空港</u>等災害防止計画 1 主旨 豪雨、積雪、地震等の異常気象時における<u>道路、鉄道、空港等交通の危険防止を図ることを目的とする。</u> 略 2 道路交通の災害予防計画 略 3 鉄道の災害予防計画 略 4 <u>空港の災害予防計画</u> <u>空港管理者は、航空機事故災害を防止するため、管轄する空港について、次の業務を行う。</u> <u>(1) 空港保安管理規程の整備</u> <u>(2) 防災体制の確立（情報連絡を含む。）</u> <u>(3) 異常気象時における離着陸禁止など必要な措置</u></p>
2 4	<p>第16節 防災のための調査研究 2 土地条件調査上における地域別主要問題点 略 (2) 富士山地域 略 ウ 山麓の開発に伴う<u>土壌浸食</u>と水害問題 略 (3) 富士川流域 略 イ 富士川上流のダム開発と海岸<u>浸食</u>の問題 略 (4) 静岡平野及び有度山地域 略 ウ 海岸<u>浸食</u>の問題 (5) 安倍川、大井川流域 略 イ 焼津海岸の<u>浸食</u>の問題</p>	<p>第16節 防災のための調査研究 2 土地条件調査上における地域別主要問題点 略 (2) 富士山地域 略 ウ 山麓の開発に伴う<u>土壌浸食</u>と水害問題 略 (3) 富士川流域 略 イ 富士川上流のダム開発と海岸<u>浸食</u>の問題 略 (4) 静岡平野及び有度山地域 略 ウ 海岸<u>浸食</u>の問題 (5) 安倍川、大井川流域 略 イ 焼津海岸の<u>浸食</u>の問題</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
25	<p>(6) 牧之原台地と小笠山丘陵地域 略 ウ 砂丘の防砂対策と海岸<u>浸食</u>の問題 略 (8) 浜名湖周辺地域 ア 三方原台地の開発と土壌<u>浸食</u>の問題 略</p> <p>第17節 住民の避難誘導體制 2 避難誘導體制の概要 (4) 避難<u>班</u>誘導體制の整備 略</p>	<p>(6) 牧之原台地と小笠山丘陵地域 略 ウ 砂丘の防砂対策と海岸<u>侵食</u>の問題 略 (8) 浜名湖周辺地域 ア 三方原台地の開発と土壌<u>侵食</u>の問題 略</p> <p>第17節 住民の避難誘導體制 2 避難誘導體制の概要 (4) 避難誘導體制の整備 略</p>
27	<p>第19節 自主防災組織の育成 2 自主防災組織の概要 (2) 編成 本部組織として、<u>連絡情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、生活班</u>等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第4節 通信情報計画 2 実施事項 (1) 気象、地象、水象（以下、この節において「気象等」という。）に関する情報の収集及び伝達 ア 県は災害に関連する気象等の情報について、関係機関から積極的に収集するとともに、収集及び受信した情報は、防災行政無線、<u>警電、警察無線</u>等により速やかに市町及び関係機関に伝達するとともに、テレビ、ラジオ放送を利用し、周知を図るものとする。 略 ウ 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編（5-3-1）、その伝達経路は資料編（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料編（5-3-3）、その伝達については資料編（5-3-4）、津波注意報・警報、地震及び津波情報の種類は、資料編（5-3-7）、その伝達経路は資料編（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は資料編（5-3-9）、その伝達経路は（5-3-10）による。 略</p>	<p>第19節 自主防災組織の育成 2 自主防災組織の概要 (2) 編成 本部組織として、<u>消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班</u>等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第4節 通信情報計画 2 実施事項 (1) 気象、地象、<u>地動及び水象</u>（以下、この節において「気象等」という。）に関する情報の収集及び伝達 ア 県は災害に関連する気象等の情報について、関係機関から積極的に収集するとともに、収集及び受信した情報は、防災行政無線等により速やかに市町及び関係機関に伝達するとともに、テレビ、ラジオ放送を利用し、周知を図るものとする。 略 ウ 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編（5-3-1）、その伝達経路は資料編（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料編（5-3-3）、その伝達については資料編（5-3-4）、<u>地震動警報（緊急地震速報）、津波注意報・警報</u>、地震及び津波情報の種類は、資料編（5-3-7）、その伝達経路は資料編（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は資料編（5-3-9）、その伝達経路は（5-3-10）による。 略</p>
39	<p>略</p>	<p>略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
40	<p>(4) 災害の被害等の情報の収集及び伝達</p> <p>イ 市町からの収集 災害時の情報は、県防災行政無線、加入電話等をもって随時及び定時に収集する。</p> <p>(7) 被害速報（随時） 市町長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編（7-1）に定める＜被害程度の認定基準＞に基づき、資料編（7-2）＜被害速報（随時）＞により、当該市町を管轄する方面本部長（<u>地域防災局長</u>）を経て、本部長（知事）に報告する。 また、被害規模を早期に把握するため、市町長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し方面本部長（<u>地域防災局長</u>）に報告する。 ただし、方面本部長（<u>地域防災局長</u>）に連絡がつかない場合は本部長（知事）に、本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡が付き次第、本部長（知事）及び方面本部長（<u>地域防災局長</u>）にも報告する。</p> <p>(i) 定時報告 方面本部長（<u>地域防災局長</u>）は資料編（7-3）＜被害状況集計表＞により、市町長から定時の被害状況を収集するものとし、その結果を速やかに本部長（知事）に報告するものとする。 収集時間は、災害発生の都度定めるものとするが、市町長はその定められた時間には、可能な限り最新の被害状況を資料編（7-4）＜災害定時及び確定報告書＞により把握しておくものとする。</p> <p>(ii) 確定報告 市町長は、被害状況確定後速やかに資料編（7-4）＜災害定時及び確定報告書＞により方面本部長（<u>地域防災局長</u>）を経由して、本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。</p> <p>略</p> <p>第10節 給水計画 4 市町の実施事項 (4) 災害発生後8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。</p>	<p>(4) 災害の被害等の情報の収集及び伝達</p> <p>イ 市町からの収集 災害時の情報は、県防災行政無線、加入電話等をもって随時及び定時に収集する。</p> <p>(7) 被害速報（随時） 市町長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編（7-1）に定める＜被害程度の認定基準＞に基づき、資料編（7-2）＜被害速報（随時）＞により、当該市町を管轄する方面本部長（<u>地域危機管理局长</u>）を経て、本部長（知事）に報告する。 また、被害規模を早期に把握するため、市町長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し方面本部長（<u>地域危機管理局长</u>）に報告する。 ただし、方面本部長（<u>地域危機管理局长</u>）に連絡がつかない場合は本部長（知事）に、本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡が付き次第、本部長（知事）及び方面本部長（<u>地域危機管理局长</u>）にも報告する。</p> <p>(i) 定時報告 方面本部長（<u>地域危機管理局长</u>）は資料編（7-3）＜被害状況集計表＞により、市町長から定時の被害状況を収集するものとし、その結果を速やかに本部長（知事）に報告するものとする。 収集時間は、災害発生の都度定めるものとするが、市町長はその定められた時間には、可能な限り最新の被害状況を資料編（7-4）＜災害定時及び確定報告書＞により把握しておくものとする。</p> <p>(ii) 確定報告 市町長は、被害状況確定後速やかに資料編（7-4）＜災害定時及び確定報告書＞により方面本部長（<u>地域危機管理局长</u>）を経由して、本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。</p> <p>略</p> <p>第10節 給水計画 4 市町の実施事項 (4) 災害発生後8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。</p>
49	<p>ウ 飲料水の供給期限 災害発生の日から7日以内。ただし厚生労働大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長することができる。</p> <p>略</p> <p>第12節 医療助産計画 2 災害救助法に基づく県の実施事項 (4) 実施機関 ア 医療 災害発生の日から14日以内 イ 助産 分べんした日から7日以内</p> <p>ただし、必要に応じ厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。</p> <p>略</p>	<p>ウ 飲料水の供給期限 災害発生の日から7日以内。ただし厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</p> <p>略</p> <p>第12節 医療助産計画 2 災害救助法に基づく県の実施事項 (4) 実施機関 ア 医療 災害発生の日から14日以内 イ 助産 分べんした日から7日以内</p> <p>ただし、必要に応じ厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。</p> <p>略</p>
51	略	略

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
5 5	<p>第17節 輸送計画</p> <p>2 実施方法</p> <p>(3) 航空輸送</p> <p>ア 航空輸送を必要とする場合は、防災ヘリコプターの活用及び<第2 5節 自衛隊派遣要請計画>により行うものとする。</p> <p>イ 県内のヘリコプター離着陸可能場所は資料編（10-7-1）のとおりである。</p> <p>なお、大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターの応援を受ける場合には、資料編（10-7-2）の防災拠点ヘリポートを利用するものとする。</p>	<p>第17節 輸送計画</p> <p>2 実施方法</p> <p>(3) 航空輸送</p> <p>ア 航空輸送を必要とする場合は、<u>航空機</u>、防災ヘリコプターの活用及び<第 25 節 自衛隊派遣要請計画>により行うものとする。</p> <p>イ 県内のヘリコプター離着陸可能場所は資料編（10-7-1）のとおりである。</p> <p>なお、大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターの応援を受ける場合には、<u>静岡空港及び資料編（10-7-2）の防災拠点ヘリポート</u>を利用するものとする。</p>
5 6	<p>略</p> <p>3 災害救助法の規定による輸送の範囲</p> <p>(1) 輸送の範囲</p> <p>ア 被災者の避難</p> <p>イ 医療及び助産における輸送</p> <p>ウ 被災者の救出</p> <p>エ 飲料水の供給</p> <p>オ 救助用物資の輸送</p> <p>カ 遺体の捜索</p> <p>キ 遺体の処理（埋葬を除く。）</p> <p>ただし、特に必要な場合には事前に厚生労働大臣の承認を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。</p>	<p>略</p> <p>3 災害救助法の規定による輸送の範囲</p> <p>(1) 輸送の範囲</p> <p>ア 被災者の避難</p> <p>イ 医療及び助産における輸送</p> <p>ウ 被災者の救出</p> <p>エ 飲料水の供給</p> <p>オ 救助用物資の輸送</p> <p>カ 遺体の捜索</p> <p>キ 遺体の処理（埋葬を除く。）</p> <p>ただし、特に必要な場合には事前に厚生労働大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。</p>
5 6	<p>第18節 交通応急対策計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、交通施設に係る災害に際して、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。</p>	<p>第18節 交通応急対策計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、交通施設に係る災害に際して、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者、<u>空港管理者</u>等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。</p>
5 7	<p>略</p> <p>3 県知事又は県公安委員会の実施事項</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認</p> <p>県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、「<u>標章</u>」資料編（10-3-9）及び「<u>証明書</u>」資料編（10-3-10）を交付する。</p>	<p>略</p> <p>3 県知事又は県公安委員会の実施事項</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認</p> <p>県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、「<u>緊急標章</u>」資料編（10-3-9）及び「<u>証明書</u>」資料編（10-3-10）を交付する。</p>
5 8	<p>略</p> <p>5 有料道路の通行</p> <p>災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>5 <u>空港管理者の実施事項</u></p> <p>(1) <u>応急態勢の確立</u></p> <p><u>空港管理者は、異常気象、航空機事故等による災害が発生したときは、静岡空港緊急時対応計画に基づき現地対策本部を設置する等により応急態勢を確立し、応急対策を実施する。</u></p> <p>(2) <u>空港施設の運用休止</u></p> <p><u>滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受け、航空機の離着陸の安全に支障</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
6 0	<p>第20節 社会福祉計画 2 実施事項 (8) 被災者（自立）生活再建支援制度 ア 実施機関 (財)都道府県会館（県単制度は県） イ 支給対象 <u>年齢・所得条件を満たすり災世帯又は要援護世帯</u> ウ 支給額 「被災者生活再建支援法」第3条に定める額 略</p>	<p><u>をきたすおそれのある場合には、直ちにその運用を休止する。</u> (3) <u>応急復旧の実施</u> <u>空港施設の被害状況を把握し応急工事をを行い、空港機能の早期復旧に努める。</u> 6 有料道路の通行 災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。</p> <p>第20節 社会福祉計画 2 実施事項 (8) 被災者（自立）生活再建支援制度 ア 実施機関 (財)都道府県会館（県単制度は県） イ 支給対象 <u>住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯</u> ウ 支給額 「被災者生活再建支援法」第3条に定める額 略</p>
6 1	<p>第21節 県警察災害警備計画 3 災害警備本部等の設置 (2) 警察署 略 ウ 署災害警備本部 <u>非常体制が発令された場合に設置する。</u> (ア) 暴風、大雨及び洪水警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき。 (イ) 県内に震度6弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度5強以上の地震が発生した場合。 (ウ) 県内に津波警報が発表された場合（沿岸管轄警察署）。 (エ) 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき。 (オ) 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき。 略</p>	<p>第21節 県警察災害警備計画 3 災害警備本部等の設置 (2) 警察署 略 ウ 署災害警備本部 (ア) 暴風、大雨及び洪水警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき。 (イ) 県内に震度6弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度5強以上の地震が発生した場合。 (ウ) 県内に津波警報が発表された場合（沿岸管轄警察署）。 (エ) 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき。 (オ) 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき。 略</p>
6 3	<p>第23節 水防計画 5 水防に関する予警報 (2) 洪水予報 略 洪水予報の発令基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、又は、その水位を<u>越える洪水となる</u>ことが予想されるときとし、国土交通省と気象庁が共同又は県は气象台と共同で洪水注意報、洪水警報を<u>発表し、解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について洪水情報を適宜発表する。</u> 略</p>	<p>第23節 水防計画 5 水防に関する予警報 (2) 洪水予報 略 洪水予報の発令基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、又は、その水位を<u>越える洪水となる</u>ことが予想されるときとし、国土交通省と気象庁が共同又は県は气象台と共同で洪水注意報、洪水警報を<u>洪水による危険がなくなったと認められるまでの間、発表する。</u> 略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
6 6	<p>第26節 自衛隊派遣要請計画 2 災害派遣要請の範囲 (2) 災害派遣要請の内容 略 コ 物資の無償貸与又は譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸与又は救じゅつ品を譲与</p>	<p>第26節 自衛隊派遣要請計画 2 災害派遣要請の範囲 (2) 災害派遣要請の内容 略 コ 物資の無償貸付及び譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与</p>
6 9	<p>第29節 電力施設災害応急対策計画 2 電力会社の地域分担 東京電力(株) 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡、富士郡芝川町の一部 中部電力(株) 静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、由比町、富士川町、岡部町、大井川町、吉田町、川根本町、森町、新居町、芝川町の一部 略</p>	<p>第29節 電力施設災害応急対策計画 2 電力会社の地域分担 東京電力(株) 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡、富士郡芝川町の一部 中部電力(株) 静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、<u>富士市の一部</u>、吉田町、川根本町、森町、新居町、芝川町の一部 略</p>
7 1	<p>第31節 突発的災害に係る応急対策計画 2 県の体制 県は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集に当たる。 事態の推移により必要な場合には速やかに「災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。 (1) 突発的災害応急体制 略 イ 組織 防災局、厚生部管理局、必要な所属、事故現場を管轄する地域防災局及び必要な出先機関で構成する。 略 エ 消防本部の県、国への報告 消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、表1により、直ちに災害対策室及び消防庁応急対策室に連絡する。 略</p>	<p>第31節 突発的災害に係る応急対策計画 2 県の体制 県は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集に当たる。 事態の推移により必要な場合には速やかに「災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。 <u>なお、静岡空港内及びその周辺地域においては、航空機の墜落等が発生した場合、あらかじめ定める「静岡空港緊急時対応計画」に基づき対応する。</u> (1) 突発的災害応急体制 略 イ 組織 危機管理局、厚生部管理局、必要な所属、事故現場を管轄する地域危機管理局及び必要な出先機関で構成する。 略 エ 消防本部の県、国への報告 消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、表1により、直ちに危機対策室及び消防庁応急対策室に連絡する。 略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																		
72	<p>(県防災局)</p> <table border="1" data-bbox="350 388 1151 527"> <tr> <td></td> <td>NTT 有線</td> <td>静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>054-221-2072</td> <td>5*(又は8*)-700-6030</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>054-221-3252</td> <td>5*(又は8*)-700-6250</td> </tr> </table> <p>※5は地上系、8は衛星系</p> <p>略</p> <p>(2) 災害対策本部の設置</p> <p>イ 組織</p> <p>略</p> <p>(イ) 方面本部（事故発生現場を管轄する方面本部） 方面本部長（<u>地域防災局長</u>）、副方面本部長（<u>地域防災局</u>副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者）、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</p> <p>ウ 設置の連絡 災害対策本部を設置したときは、表2に掲げる機関に連絡する。 また、必要に応じ、本部に連絡要員の派遣を求める。 なお、市町、消防機関、<u>地域防災局</u>には防災無線FAXで一斉伝達する。</p> <p>表2中「東京電力(株)沼津支店 055-936-1211」 「中部電力(株)静岡支店 054-273-9001」</p>		NTT 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))	電 話	054-221-2072	5*(又は8*)-700-6030	FAX	054-221-3252	5*(又は8*)-700-6250	<p>(県危機管理局)</p> <table border="1" data-bbox="1602 388 2404 527"> <tr> <td></td> <td>NTT 有線</td> <td>静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>054-221-2072</td> <td>5*(又は8*)-700-6030</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>054-221-3252</td> <td>5*(又は8*)-700-6250</td> </tr> </table> <p>※5は地上系、8は衛星系</p> <p>略</p> <p>(2) 災害対策本部の設置</p> <p>イ 組織</p> <p>略</p> <p>(イ) 方面本部（事故発生現場を管轄する方面本部） 方面本部長（<u>地域危機管理局長</u>）、副方面本部長（<u>地域危機管理局</u>副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者）、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</p> <p>ウ 設置の連絡 災害対策本部を設置したときは、表2に掲げる機関に連絡する。 また、必要に応じ、本部に連絡要員の派遣を求める。 なお、市町、消防機関、<u>地域危機管理局</u>には防災無線FAXで一斉伝達する。</p> <p>表2中「東京電力(株)沼津支店 055-951-3300」 「中部電力(株)静岡支店 054-273-9012」</p>		NTT 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))	電 話	054-221-2072	5*(又は8*)-700-6030	FAX	054-221-3252	5*(又は8*)-700-6250
	NTT 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))																		
電 話	054-221-2072	5*(又は8*)-700-6030																		
FAX	054-221-3252	5*(又は8*)-700-6250																		
	NTT 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))																		
電 話	054-221-2072	5*(又は8*)-700-6030																		
FAX	054-221-3252	5*(又は8*)-700-6250																		

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																																																				
75	<p>表3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">N T T</th> <th colspan="2">防 災 無 線</th> </tr> <tr> <th>地上系</th> <th>衛星系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防庁 応急対策室</td> <td>03-5253-7527</td> <td>8-7527</td> <td>8-048-500-7527</td> </tr> <tr> <td>富山県消防・危機管理課</td> <td>076-444-3187</td> <td>8-16-3363</td> <td>8-016-111-3363</td> </tr> <tr> <td>石川県 消防防災課</td> <td>076-225-1482</td> <td>8-17-4288</td> <td>8-017-111-4289</td> </tr> <tr> <td>福井県危機対策・防災課</td> <td>0776-20-0308</td> <td>8-18-111</td> <td>8-018-111-61-2171</td> </tr> <tr> <td>長野県危機管理防災チーム</td> <td>026-235-7184</td> <td>8-20-211</td> <td>8-020-231-5209</td> </tr> <tr> <td>岐阜県 防災課</td> <td>058-272-1111</td> <td>8-21-671</td> <td>8-021-400-2-2746</td> </tr> <tr> <td>愛知県 災害対策課</td> <td>052-961-2111</td> <td>8-23-21</td> <td>8-023-900-21</td> </tr> <tr> <td>三重県 防災対策室</td> <td>059-224-2189</td> <td>8-24-11</td> <td>8-024-101-8-2189</td> </tr> <tr> <td>滋賀県 総合防災課</td> <td>077-528-3432</td> <td>8-25-823</td> <td>8-025-100-823</td> </tr> <tr> <td>名古屋市消防局防災部</td> <td>052-972-3522</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京都 防災対策課</td> <td>03-5388-2456</td> <td>8-13-5227</td> <td>8-013-100-2-25-051</td> </tr> <tr> <td>茨城県 消防防災課</td> <td>029-301-1111</td> <td>8-08-611</td> <td>8-008-600-2882</td> </tr> <tr> <td>栃木県 消防防災課</td> <td>028-623-2127</td> <td>8-09-7502</td> <td>8-009-500-2136</td> </tr> <tr> <td>群馬県 消防防災課</td> <td>027-226-2245</td> <td>8-10-353</td> <td>8-010-300-2244</td> </tr> <tr> <td>埼玉県 消防防災課</td> <td>048-830-3184</td> <td>8-11</td> <td>8-011-200-6-3171</td> </tr> <tr> <td>千葉県 消防地震防災課</td> <td>043-223-2176</td> <td>8-12-7611</td> <td>8-012-500-7296</td> </tr> <tr> <td>神奈川県 災害消防課</td> <td>045-210-3430</td> <td>8-14-21</td> <td>8-014-100-21</td> </tr> <tr> <td>山梨県 消防防災課</td> <td>055-223-1432</td> <td>8-19-31</td> <td>8-019-200-2511</td> </tr> <tr> <td>長野県危機管理防災チーム</td> <td>026-235-7184</td> <td>8-20-211</td> <td>8-020-231-5209</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	N T T	防 災 無 線		地上系	衛星系	消防庁 応急対策室	03-5253-7527	8-7527	8-048-500-7527	富山県消防・危機管理課	076-444-3187	8-16-3363	8-016-111-3363	石川県 消防防災課	076-225-1482	8-17-4288	8-017-111-4289	福井県危機対策・防災課	0776-20-0308	8-18-111	8-018-111-61-2171	長野県危機管理防災チーム	026-235-7184	8-20-211	8-020-231-5209	岐阜県 防災課	058-272-1111	8-21-671	8-021-400-2-2746	愛知県 災害対策課	052-961-2111	8-23-21	8-023-900-21	三重県 防災対策室	059-224-2189	8-24-11	8-024-101-8-2189	滋賀県 総合防災課	077-528-3432	8-25-823	8-025-100-823	名古屋市消防局防災部	052-972-3522			東京都 防災対策課	03-5388-2456	8-13-5227	8-013-100-2-25-051	茨城県 消防防災課	029-301-1111	8-08-611	8-008-600-2882	栃木県 消防防災課	028-623-2127	8-09-7502	8-009-500-2136	群馬県 消防防災課	027-226-2245	8-10-353	8-010-300-2244	埼玉県 消防防災課	048-830-3184	8-11	8-011-200-6-3171	千葉県 消防地震防災課	043-223-2176	8-12-7611	8-012-500-7296	神奈川県 災害消防課	045-210-3430	8-14-21	8-014-100-21	山梨県 消防防災課	055-223-1432	8-19-31	8-019-200-2511	長野県危機管理防災チーム	026-235-7184	8-20-211	8-020-231-5209	<p>表3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">N T T</th> <th colspan="2">防 災 無 線</th> </tr> <tr> <th>地上系</th> <th>衛星系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防庁 応急対策室</td> <td>03-5253-7527</td> <td>8-7527</td> <td>8-048-500-7527</td> </tr> <tr> <td>富山県消防・危機管理課</td> <td>076-444-3187</td> <td>8-16-3363</td> <td>8-016-111-3363</td> </tr> <tr> <td>石川県 危機対策課</td> <td>076-225-1482</td> <td>8-17-4288</td> <td>8-017-111-4289</td> </tr> <tr> <td>福井県危機対策・防災課</td> <td>0776-20-0308</td> <td>8-18-111</td> <td>8-018-111-61-2171</td> </tr> <tr> <td>長野県危機管理防災課</td> <td>026-235-7184</td> <td>8-20-211</td> <td>8-020-231-5209</td> </tr> <tr> <td>岐阜県 防災課</td> <td>058-272-1125</td> <td>8-21-671</td> <td>8-021-400-2-2746</td> </tr> <tr> <td>愛知県 災害対策課</td> <td>052-954-6193</td> <td>8-23-21</td> <td>8-023-900-21</td> </tr> <tr> <td>三重県 防災対策室</td> <td>059-224-2189</td> <td>8-24-11</td> <td>8-024-101-8-2189</td> </tr> <tr> <td>滋賀県地震・防災チーム</td> <td>077-528-3432</td> <td>8-25-823</td> <td>8-025-100-823</td> </tr> <tr> <td>名古屋市消防局防災部</td> <td>052-972-3522</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京都 防災対策課</td> <td>03-5388-2456</td> <td>8-13-5227</td> <td>8-013-100-2-25-051</td> </tr> <tr> <td>茨城県 消防防災課</td> <td>029-301-2885</td> <td>8-08-611</td> <td>8-008-600-2882</td> </tr> <tr> <td>栃木県 消防防災課</td> <td>028-623-2127</td> <td>8-09-7502</td> <td>8-009-500-2136</td> </tr> <tr> <td>群馬県 危機管理室</td> <td>027-226-2245</td> <td>8-10-353</td> <td>8-010-300-2244</td> </tr> <tr> <td>埼玉県 消防防災課</td> <td>048-830-3184</td> <td>8-11</td> <td>8-011-200-6-3171</td> </tr> <tr> <td>千葉県 消防地震防災課</td> <td>043-223-2176</td> <td>8-12-7611</td> <td>8-012-500-7296</td> </tr> <tr> <td>神奈川県 災害消防課</td> <td>045-210-3430</td> <td>8-14-21</td> <td>8-014-100-21</td> </tr> <tr> <td>山梨県 消防防災課</td> <td>055-223-1432</td> <td>8-19-31</td> <td>8-019-200-2511</td> </tr> <tr> <td>長野県危機管理防災課</td> <td>026-235-7184</td> <td>8-20-211</td> <td>8-020-231-5209</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	N T T	防 災 無 線		地上系	衛星系	消防庁 応急対策室	03-5253-7527	8-7527	8-048-500-7527	富山県消防・危機管理課	076-444-3187	8-16-3363	8-016-111-3363	石川県 危機対策課	076-225-1482	8-17-4288	8-017-111-4289	福井県危機対策・防災課	0776-20-0308	8-18-111	8-018-111-61-2171	長野県危機管理防災課	026-235-7184	8-20-211	8-020-231-5209	岐阜県 防災課	058-272-1125	8-21-671	8-021-400-2-2746	愛知県 災害対策課	052-954-6193	8-23-21	8-023-900-21	三重県 防災対策室	059-224-2189	8-24-11	8-024-101-8-2189	滋賀県地震・防災チーム	077-528-3432	8-25-823	8-025-100-823	名古屋市消防局防災部	052-972-3522			東京都 防災対策課	03-5388-2456	8-13-5227	8-013-100-2-25-051	茨城県 消防防災課	029-301-2885	8-08-611	8-008-600-2882	栃木県 消防防災課	028-623-2127	8-09-7502	8-009-500-2136	群馬県 危機管理室	027-226-2245	8-10-353	8-010-300-2244	埼玉県 消防防災課	048-830-3184	8-11	8-011-200-6-3171	千葉県 消防地震防災課	043-223-2176	8-12-7611	8-012-500-7296	神奈川県 災害消防課	045-210-3430	8-14-21	8-014-100-21	山梨県 消防防災課	055-223-1432	8-19-31	8-019-200-2511	長野県危機管理防災課	026-235-7184	8-20-211	8-020-231-5209
機 関 名	N T T			防 災 無 線																																																																																																																																																																		
		地上系	衛星系																																																																																																																																																																			
消防庁 応急対策室	03-5253-7527	8-7527	8-048-500-7527																																																																																																																																																																			
富山県消防・危機管理課	076-444-3187	8-16-3363	8-016-111-3363																																																																																																																																																																			
石川県 消防防災課	076-225-1482	8-17-4288	8-017-111-4289																																																																																																																																																																			
福井県危機対策・防災課	0776-20-0308	8-18-111	8-018-111-61-2171																																																																																																																																																																			
長野県危機管理防災チーム	026-235-7184	8-20-211	8-020-231-5209																																																																																																																																																																			
岐阜県 防災課	058-272-1111	8-21-671	8-021-400-2-2746																																																																																																																																																																			
愛知県 災害対策課	052-961-2111	8-23-21	8-023-900-21																																																																																																																																																																			
三重県 防災対策室	059-224-2189	8-24-11	8-024-101-8-2189																																																																																																																																																																			
滋賀県 総合防災課	077-528-3432	8-25-823	8-025-100-823																																																																																																																																																																			
名古屋市消防局防災部	052-972-3522																																																																																																																																																																					
東京都 防災対策課	03-5388-2456	8-13-5227	8-013-100-2-25-051																																																																																																																																																																			
茨城県 消防防災課	029-301-1111	8-08-611	8-008-600-2882																																																																																																																																																																			
栃木県 消防防災課	028-623-2127	8-09-7502	8-009-500-2136																																																																																																																																																																			
群馬県 消防防災課	027-226-2245	8-10-353	8-010-300-2244																																																																																																																																																																			
埼玉県 消防防災課	048-830-3184	8-11	8-011-200-6-3171																																																																																																																																																																			
千葉県 消防地震防災課	043-223-2176	8-12-7611	8-012-500-7296																																																																																																																																																																			
神奈川県 災害消防課	045-210-3430	8-14-21	8-014-100-21																																																																																																																																																																			
山梨県 消防防災課	055-223-1432	8-19-31	8-019-200-2511																																																																																																																																																																			
長野県危機管理防災チーム	026-235-7184	8-20-211	8-020-231-5209																																																																																																																																																																			
機 関 名	N T T	防 災 無 線																																																																																																																																																																				
		地上系	衛星系																																																																																																																																																																			
消防庁 応急対策室	03-5253-7527	8-7527	8-048-500-7527																																																																																																																																																																			
富山県消防・危機管理課	076-444-3187	8-16-3363	8-016-111-3363																																																																																																																																																																			
石川県 危機対策課	076-225-1482	8-17-4288	8-017-111-4289																																																																																																																																																																			
福井県危機対策・防災課	0776-20-0308	8-18-111	8-018-111-61-2171																																																																																																																																																																			
長野県危機管理防災課	026-235-7184	8-20-211	8-020-231-5209																																																																																																																																																																			
岐阜県 防災課	058-272-1125	8-21-671	8-021-400-2-2746																																																																																																																																																																			
愛知県 災害対策課	052-954-6193	8-23-21	8-023-900-21																																																																																																																																																																			
三重県 防災対策室	059-224-2189	8-24-11	8-024-101-8-2189																																																																																																																																																																			
滋賀県地震・防災チーム	077-528-3432	8-25-823	8-025-100-823																																																																																																																																																																			
名古屋市消防局防災部	052-972-3522																																																																																																																																																																					
東京都 防災対策課	03-5388-2456	8-13-5227	8-013-100-2-25-051																																																																																																																																																																			
茨城県 消防防災課	029-301-2885	8-08-611	8-008-600-2882																																																																																																																																																																			
栃木県 消防防災課	028-623-2127	8-09-7502	8-009-500-2136																																																																																																																																																																			
群馬県 危機管理室	027-226-2245	8-10-353	8-010-300-2244																																																																																																																																																																			
埼玉県 消防防災課	048-830-3184	8-11	8-011-200-6-3171																																																																																																																																																																			
千葉県 消防地震防災課	043-223-2176	8-12-7611	8-012-500-7296																																																																																																																																																																			
神奈川県 災害消防課	045-210-3430	8-14-21	8-014-100-21																																																																																																																																																																			
山梨県 消防防災課	055-223-1432	8-19-31	8-019-200-2511																																																																																																																																																																			
長野県危機管理防災課	026-235-7184	8-20-211	8-020-231-5209																																																																																																																																																																			
86	<p>第5章 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及び富士山の火山防災計画</p> <p>第1節 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <p>第4章 災害応急対策</p> <p>1 噴火警報等の発表と伝達</p> <p>「表1 噴火警報・予報の名称、発表基準等」中の「<u>入山規制</u>」</p>	<p>第5章 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及び富士山の火山防災計画</p> <p>第1節 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <p>第4章 災害応急対策</p> <p>1 噴火警報等の発表と伝達</p> <p>「表1 噴火警報・予報の名称、発表基準等」中の「<u>入山危険</u>」</p>																																																																																																																																																																				
102	<p>第2節 富士山の火山防災計画</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 避難行動</p> <p>表中「レベル4（避難）又は<u>レネル</u>5（避難）が発表されずに噴火し、レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されたとき」</p>	<p>第2節 富士山の火山防災計画</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 避難行動</p> <p>表中「レベル4（避難）又は<u>レベル</u>5（避難）が発表されずに噴火し、レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されたとき」</p>																																																																																																																																																																				
103	<p>表中「溶岩流が発生し、<u>レネル</u>4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されたとき」</p>	<p>表中「溶岩流が発生し、<u>レベル</u>4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されたとき」</p>																																																																																																																																																																				